

令和2年5月8日

新型コロナウイルス感染症関連ニュース Vol.6 (※R2.4.13以降カウント)

※会員専用及び県民向けHPにも掲載しております。

(一社) 島根県歯科医師会

(1) 雇用調整助成金(ニュース Vol.3 及び Vol.5 にて紹介)の内容について、訂正と確認をさせていただきます。

① 支給日額上限について、5月8日現在8,330円に変更ありません。

(Vol.5 一覧表記載の、上限撤廃は誤りでしたので訂正させていただきます)。

② 雇用調整助成金は、医院を休業あるいは診療の縮小に伴い、従業員(全員または一部)を休業させ、休業手当を支払った場合に支給されます。

有給休暇も賃金を支払いますが、雇用調整助成金の対象となりません。

*休業手当 事業主の休業指示に対して、休業した従業員に支払うもの。

*有給休暇 従業員の申し出による休暇。事業主は賃金を支払う。

(2) 小学校休業等対応助成金(Vol.3にて紹介)における有給休暇の扱いについて

労働基準法上の年次有給休暇とは別で、有給の休暇制度(特別休暇)を設けていただき、保護者が希望に応じて休暇をとりやすい環境を整えていただくことが求められています。就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。事後的に特別休暇に振り替えた場合も対象となります。

詳細は、管轄のハローワークへご相談下さい。

以上